きれいな水を次の世代へ

令和4年度版生活排水特集号
令和4年8月20日発行

■編集・発行
四日市市上下水道局　生活排水課
■問い合わせ
（下水）059−354−8221
（浄化槽）059−354−8402
〒510-0076 四日市市堀木一丁目3番18号
https://www.city.yokkaichi.mie.jp/new_water/

〈紙面構成〉※各ページには、それぞれ下記の事項について案内されています。

（1ページ） 我が家の排水方法を知ろう	（2ページ） 単独浄化槽・汲み取り式トイレをご利用の方へ	（5ページ） 下水道への接続について	（6ページ）
（3ページ） 下水道のトラブルについて	（4ページ） ポスターコンクールの紹介	（7ページ） 浄化槽をご利用の方へ	（8ページ）

あなたの家ではどのような方法で、排水を処理していますか？

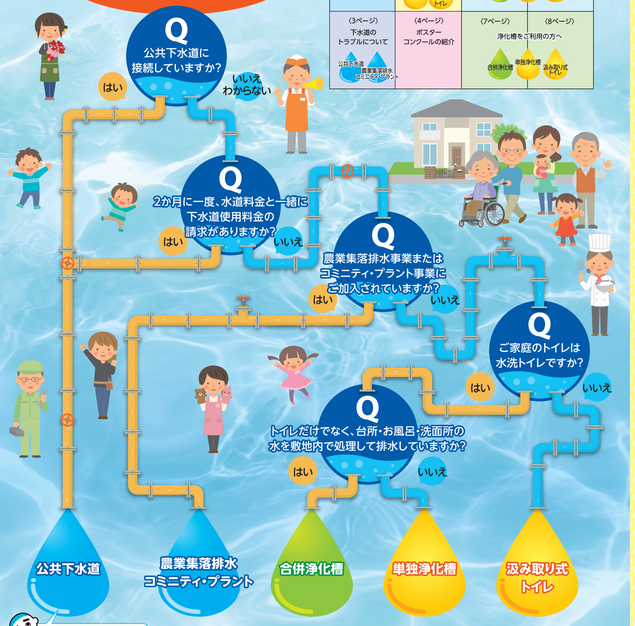

各しずくの色のページをご覧ください

下水道供用開始区域内（裏面図の青色範囲）にお住まいの方は5・6ページ「下水道が整備されたら接続を!!」もご覧ください。

合併浄化槽　単独浄化槽　汲み取り式トイレ

生活で使った水をきれいにして川や海へ…

水の循環

私たちは、地球を循環している水の一部を利用し、毎日の炊事や洗濯等をしています。生活で使った水（生活排水）は、**下水処理場**等や**合併浄化槽**できれいな水にして、川や海に還しています。処理せずに流すと川や海が汚れてしまいます。

～生活排水が、川や海へもどるまで～

くみとり便所、単独浄化槽の場合　台所・洗濯・風呂などの汚れが処理されずに、川や海に流れています。

※2001年4月から、原則として単独浄化槽の新設はできません。

悪臭が発生したり、魚などの生き物が住みづらくなります。

公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併浄化槽の場合

四日市市の約1割の人が、トイレ以外の台所・お風呂などの水を未処理のまま排水しています。

地域の環境を良くするため、また、川や海をまもるために

下水道がある場合は、下水道への接続をお願いします。
※合併浄化槽を使用の方でも公共下水道が使用できる区域の場合は、下水道への接続が必要です。

下水道がない場合は、合併浄化槽の設置をお願いします。
※合併浄化槽の設置や維持管理に対して補助金制度があります。詳細は8ページ（緑色）をご覧ください。

公共下水道が使用できる区域（＝下水道供用開始区域）は裏面で確認できます。

合併浄化槽　単独浄化槽　汲み取り式トイレ

下水道が整備されたら接続を!!

下水道供用開始区域内（裏面図の青色範囲）の方は、下水道法で公共下水道へ接続することが義務付けられています。

浄化槽を利用している方

下水道法第10条で、公共下水道の供用が開始された場合、遅滞なく公共下水道に接続させるように規定されており、四日市市では要綱で**1年以内**と定めています。

汲み取り式トイレを利用している方

下水道法第11条の3で、公共下水道の供用が開始された日から**3年以内**に水洗便所に改造し、公共下水道に接続させるように規定されています。

下水道供用区域内で未接続の方については、速やかに接続して下さい

接続工事については、四日市市指定の排水設備工事業者にご依頼下さい。
該当する工事業者の一覧は右のQRコードよりご覧いただけます。

下水道工事を予定している区域（裏面図の黄色範囲）の方へ

水洗化工事を速やかに行えるよう、接続工事に必要な費用を事前にご準備ください。

下水道法を順守していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

公共下水道接続への補助制度のご案内

公共下水道への接続にあたっては、さまざまな補助制度をご用意していますので、ご活用いただき、公共下水道への早期接続にご協力ください。
※事前に申請を行う必要があるため、必ず接続工事着手前に生活排水課へご相談ください。

戸建て住宅の下水道接続工事の場合

公共下水道接続促進補助金（市民税非課税世帯補助金）

市民税非課税世帯を対象に公共下水道への接続工事費の一部を補助します。

汚水処理区分	補助上限額
汲み取り式トイレ	250,000円
単独浄化槽	200,000円
合併浄化槽	120,000円

【補助対象者】世帯全員の市民税が非課税
【補助の条件】下水道供用開始区域の公示から3年以内
　共同住宅でない建物など
【補助金の額】公共下水道への接続工事費の2分の1

水洗便所改造資金融資あっせん利子助成制度

下水道供用開始区域内の家屋（新築、増築、事業用、共同住宅を除く）の公共下水道への接続工事費の融資を金融機関にあっせんし、その利息に相当する金額を助成します。
【融資あっせんの条件】下水道供用開始区域の公示から3年以内、融資額100万円以内など

水洗化工事費積立奨励金制度

下水道接続工事費用を積立預貯金していただき、速やかに接続を行った方に奨励金を交付します。（積立開始の申請が必要です）
【交付の条件】事業計画区域内の下水道工事が予定されている区域および
　供用開始後1年以内の区域にある建物（新築、増築および共同住宅を除く）
　下水道供用開始区域の公示から3年以内
【奨励金の額】接続工事費と積立預貯金の残高のうち、低い金額を対象に、積立開始年月から接続工事が完成した年月までの期間の積立月数に応じて算出（上限額5万円）

アパートやマンションなどの下水道接続工事の場合

共同住宅排水管設置費補助金

アパートやマンションなどの共同住宅の公共下水道への接続工事費用の一部を補助します。
【補助の条件】下水道供用開始区域の公示から3年以内
【補助金の額】敷地内に設置する配管延長（※）から5.0mを差し引いた配管延長
　※全戸の排水が合流した箇所からの配管延長
【補助の単価】舗装あり→14,000（円／m）　舗装なし→11,000（円／m）

［お問い合わせ先］生活排水課 水洗化普及係（TEL:059-354-8221）

下水道の施設を大切に使いましょう

公共下水道　農業集落排水　コミュニティ・プラント

油を流さないで!もし流してしまうと‥

台所からでる油をそのまま排水口になべがすと、下水道管のなかで冷えて固まり、詰まりや悪臭の原因になります。詰まりが進むと逆流する恐れもあります!!

油は、使いきる・拭き取る・吸い取るなどして排水口に流さないようにしましょう。

お願い 台所から出る油をそのまま排水口に流すと、下水道管の中で冷えて固まり、詰まりや悪臭の原因になるんだ。油は、使い切る・拭き取る・吸い取るなどして、排水口に流さないようにしよう。

Q トイレなどが詰まって流れない!そんな時はどうしたらいいの？

A 家の敷地内での下水管のトラブルは、みなさんの費用で修理していただく必要があるよ。
家の敷地内での下水道管の修繕とは、四日市市が指定している排水設備工事業者へ依頼してね。
※指定業者一覧は右記QRコードからご覧ください

公共下水道（本管、取付管、公設汚水ます）のつまりなどに関する対応は一括して民間業者へ委託しているよ。
トラブルの際は下の連絡先へ連絡してね。

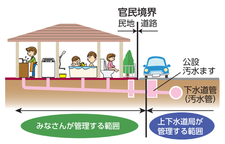

<連絡先>
平日（8:30～17:15）
AKC-NJS共同企業体（委託業者）TEL:059-340-0103
夜間・休日
上下水道局 夜間・休日受付　TEL:059-351-1211
※委託業者のAKC-NJS共同企業体が現場調査から作業まで対応します

排水管の洗浄について

上下水道局では清掃業者の訪問による営業などは一切指示していません。訪問営業があったときは次のことに気をつけてください。

- 必要がなければ、はっきりと断る。
- 勝手に作業をさせない。
- 契約をせまられても、その場で契約しないで、まずは家族や知り合いに相談する。

水害防止のため、麦・稲わら、刈草等の管理にご協力ください

台風や集中豪雨など大雨の際、麦・稲わら、刈草等が水路に詰まり、路上冠水や家屋への浸水の原因となる場合があります。すきこみする等の管理をしていただき、水害防止にご協力をお願いします。

下水道普及促進ポスターコンクール

下水道事業への関心や理解を深めることを目的に、夏休みに取り組んでいただけるポスターコンクールを実施しています。
今年度のコンクールの優秀作品の展示を右記の通り行います。

生活排水イベントにて展示予定
■**作品展示**:最優秀賞、優秀賞および佳作の合計10点程度
■**展示場所**:イオンタウン四日市泊
■**展示日**:9月14日（水）～9月18日（日）

令和3年度開催第19回下水道普及促進ポスターコンクール最優秀作品

（入選者の学校・学年は昨年度のものです）

最優秀賞　常磐西小学校6年生
田中 星那さんの作品

生活排水イベントの実施

（令和4年9月19日開催予定）

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のためイベントは実施しておりません。

公共下水道や浄化槽の維持管理など、生活排水について無料相談会を開催します。
ぜひ、この機会にお気軽にご相談ください 。

生活排水イベントにて小学生以下のお子さまを対象とした参加型体験イベントを行います

開催日時:9月19日（月）13:30～15:00
下水道に関するDVDの上映や
エコ洗剤・バスボムの作成を行います。
事前に申し込みが必要なため、
右記QRコードより参加申し込みをお願いします。
※参加費は無料。参加には大人の保護者が必須となります。
（申し込み〆切:9月7日（水）また、多数申し込みがあった場合は抽選となります）

合併浄化槽　単独浄化槽　汲み取り式トイレ

生活で使っている水を

浄化槽できれいな水に

合併浄化槽の設置を応援します

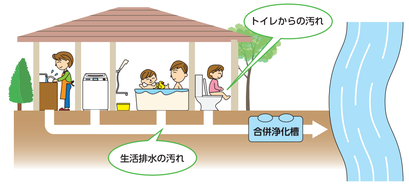

合併浄化槽は市街化調整区域や下水道などの汚水処理施設が未整備の区域で設置され、トイレや生活排水を、きれいな水に処理して川などに流すための装置です。
四日市市では、環境に優しい合併浄化槽への転換を推進しています。

合併浄化槽の維持管理を応援します

浄化槽を使用されている方が毎年行っていただく3つのこと（浄化槽法により以下のことが義務付けられています）

保守点検
上下水道局に登録をしている保守点検業者に依頼し、浄化槽の点検、装置の調整・修理、消毒剤の補充などをお願いします。

清掃
市の許可を受けた清掃事業者に依頼し浄化槽内にたまった汚泥の除去と清掃をお願いします。

法定検査
浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽が正しく動いているか、水質に問題がないかを検査します。
（一財）三重県水質検査センター（TEL:059-213-0707）に依頼してください。
検査料は4,100円です（20人槽以下）。

保守点検　**清掃**　へのお問い合わせは
生活排水課 浄化槽指導係（TEL:059-354-8402）まで。

合併浄化槽の設置、維持管理への補助制度のご案内

合併浄化槽設置費補助金

住宅に新しく合併浄化槽を設置される方への補助制度です。
※事前に申請を行う必要があるため、必ず浄化槽の設置工事を行う前に生活排水課へご相談ください。

	新築補助額（新築・改築・増築）	転換補助額（単独浄化槽または汲み取り式トイレからの転換）	
			高齢者の非課税世帯
5人槽	192,000円	534,000円	**587,000円**
6～7人槽	231,000円	612,000円	**673,000円**
8～50人槽	292,000円	735,000円	**808,000円**

高齢者（65歳以上）のみでお住まいで、市民税非課税世帯の方へ
全員の住民票および課税証明書などの提出が必要のため、ご利用の際は生活排水課へご相談ください。

合併浄化槽維持管理補助金

住宅の合併浄化槽を適正に維持管理されている方への補助制度です。
（一財）三重県水質検査センターによる法定検査（第11条）の結果が「適正」または「おおむね適正」となった合併浄化槽を使用の方への補助制度です。
※1 単独浄化槽は対象外
※2 下水道供用開始区域内は対象外
※3 法定検査（第7条）は補助金対象外

	補助額
5～6人槽	12,000円
7～9人槽	14,000円
10～50人槽	17,000円

［お問い合わせ先］生活排水課 浄化槽指導係（TEL:059−354−8402）